

平成28年5月定例教育委員会会議録

1. 日 時 平成28年5月6日（金）午後2時
2. 場 所 泉佐野市役所4階 庁議室
3. 出席委員 教育長 奥 真弥
教育長職務代理者 北浦 秀樹
委 員 南 一早枝
委 員 畑谷 扶美
委 員 山下 潤一郎
委 員 中村 スザンナ
委 員 赤坂 敏明
4. 説明のために出席した職員の職、氏名
教育部長 上野 正一
スポーツ推進担当理事（兼）スポーツ推進課長 谷口 洋子
教育総務課長 檜葉 浩司
教育総務課教職員担当参事 茶谷 由孝
教育総務課施設担当参事 福島 敏
教育総務課文化財担当参事 鈴木 陽一
教育総務課学校給食担当参事（兼）学校給食センター所長 藪 剛司
学校教育課長 辻 和彦
学校教育課人権教育担当参事 和田 哲弥
生涯学習課長 山隅 唯文
青少年課長代理 田中 伸宏
（庶務係）教育総務課主幹兼係長 森 昌俊
5. 本日の署名委員 委 員 山下 潤一郎

議事日程

- 報告第18号 平成28年度海外・国内派遣事業計画について（学校教育課）
報告第19号 NHK公開講演会「始皇帝と大兵馬俑展」の開催にかかる共催について
（生涯学習課）
報告第20号 教育委員会後援申請について（教育総務課）
報告第21号 教育委員会後援実施報告について（教育総務課）
- 議案第15号 泉佐野市立学校における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に
ついて（学校教育課）
議案第16号 就学指導委員の任命について（学校教育課）

（15時20分閉会）

奥教育長

ただ今から平成28年5月の定例教育委員会議を開催します。
なお、本日は委員全員が出席をされていますので、会議が成立しています。
本日の会議録署名委員は、山下委員にお願いします。
本日の傍聴はありません。
本日の審議に入ります前に、4月定例教育委員会議の会議録についてご確認をお願いいたします。
委員の皆様で何かお気づきの点がありましたら、お願いします。

中村委員 11ページの私の発言ですが、「なた」とあるのは「また」の誤植と思います。それに続いて
「就職」とあるところは、「給食」と発言しました。

事務局

そのように訂正させていただきます。

奥教育長

それでは、本日の審議に入りたいと思います。
報告第18号 「平成28年度海外・国内派遣事業計画について」を議題とします。

辻学校教育課長

学校教育課が所管する平成28年度の海外・国内派遣事業の計画についてご説明させていただきます。
資料18をご覧ください。

最初に、青少年海外研修事業につきましては、友好関係にあるオーストラリア・クィーンズラン
ド州サンシャインコーストに、7月31日から8月17日までの18日間、研修生10人を派遣し、
本市の国際化を担う、人材の育成を行います。現在、広報いずみさの5月号におきまして、参加者
を募集しております。次に、英語教育推進校生徒派遣事業につきましては、オーストラリア・クィ
ーンズランド州サンシャインコーストに、7月31日から8月7日までの8日間、英語教育推進校
である、長南中学校の生徒3名を派遣し、外国の言葉と文化に触れ、国際理解を深め、英語に対す

る学習意欲を高めてまいります。次に、モンゴル友好交流派遣事業につきましては、本市の友好都市であるモンゴルトゥブ県に、7月25日から28日までの4日間市内の中学生10名を派遣し、国際理解教育を進めてまいります。次に、体力向上プログラム推進校スポーツ交流事業につきましては、体育・スポーツ振興に関して、協定を締結している日本体育大学に、8月1日から2日までの2日間、佐野台小学校5年の児童23人を派遣し、有力選手による競技指導や教員志望の学生とのスポーツを通じた交流を図ります。次に、東日本大震災被災地訪問事業につきましては、宮城県石巻市に8月18日から19日までの2日間、少年消防クラブ19人を派遣し、クラブ員が、今後の防災に関する取り組みについて、積極的に考える力を身につけてまいります。次に、サンシャインコーストマラソン派遣事業につきましては、オーストラリア・クィーンズランド州サンシャインコーストに、8月18日から8月22日までの5日間、泉州国際市民マラソンの、市内在住の上位入賞者を派遣し、友好関係にある都市との交流を深めてまいります。

説明は、以上です。よろしく願いいたします。

奥教育長

只今の報告でご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

北浦委員

従来英語の研修などで受け入れていただいていた学校が、昨年度で終了したように聞いた。新たな受入をしていただけたところは？

辻学校教育課長

昨年お世話になった学校が閉めるというところで、以前に利用した学校が新たにサンシャインコーストに出していましたので、そちらの学校に変更する手続きを進めております。

奥教育長

他にないかありませんか。無いようですので以上で報告第18号を終わります。続きまして報告第19号「NHK公開講演会『始皇帝と大兵馬俑展』の開催にかかる共催について」を議題といたします。報告をお願いします。

山隅生涯学習課課長

資料19番をご覧ください。この度、一般財団法人泉佐野市文化振興財団では、NHK公開講演会としまして、大阪にあります国立国際美術館で開催されます「始皇帝と大兵馬俑展」にかかわる公開講演会を実施することとなりました。そこで教育委員会に対しても共催の依頼がまいりました。文化的に貢献できる内容かと思いましたので、共催を決めたところです。説明は以上です。

奥教育長

ご質問やご意見はございませんでしょうか？

赤坂委員

この展覧会は、東京国立博物館（東京）・九州国立博物館（福岡）・国立国際美術館（大阪）での巡回展ですが、4月14日の熊本地震の際（この時は九州国立博物館で開催中）の影響はどのようなものでしたか。また、国立国際美術館の耐震施設や設備などは、どのようなものですか。

山隅生涯学習課課長

申し訳ありませんが、それらの点については情報を得ておりません。

赤坂委員質疑

兵馬俑は人気があるのでたくさん来ると思いますが、定員の150名というのはどのように決めたのですか。

山隅生涯学習課課長

生涯学習センターの多目的室のキャパシティが最大200人となっていますが、演壇なども出しますので、少し余裕を見て150名としました。

中村委員

エブノ泉の森ホールで行うのは無理だったのですか。その施設を決める段階で、エブノ泉の森ホールにしようという発想はなかったのですか。また、(参加費が)無料はもったいない気がします。また、多目的室の前に自習室があるので、あまり騒がしくしないほうが良いと思います。

北浦委員

大阪で兵馬俑の実物が展示されて、それについて、この先生が来て説明して下さると理解してよろしいですか。また大阪での規模はどれくらいですか。

赤坂委員

国立国際美術館は、東京会場・福岡会場に比べるとやや狭いが、巡回展ですから、基本的には同規模と思う。兵馬俑は10点程度展示されるらしい。またペアチケットがあって、2枚で2000円らしい。同じ人が2回観覧しても良く、お得感がある。

奥教育長

他に何かありませんか。

無いようですので、以上で報告第19号を終わります。

次に報告第20号「教育委員会後援申請について」を議題とします。

事務局からの報告をお願いします。

檜葉教育総務課長

教育長専決により教育委員会の後援名義使用を承認した事業について、報告資料第16号に基づいて説明。

新規1件、継続6件の事業内容について一括で報告

奥教育長

事務局から報告がありましたが、委員の皆さんでご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

無いようですので、以上で報告第20号を終わります。

次に、報告第21号「教育委員会後援実施報告について」を議題とします。

事務局からの報告をお願いします。

檜葉教育総務課長

報告第21号については、教育委員会後援承認したものであり、実施報告ということで、報告資

料第21号をもって説明にかえさせていただきます。

奥教育長

只今、事務局から報告がありましたが、委員の皆さんでご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

無いようですので、以上で報告第21号を終わります。

続いて議案審議に移りたいと思います。議案第15号「泉佐野市立学校における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領について」を議題といたします。報告をお願いします。

和田人権教育担当参事

資料番号15番「泉佐野市立学校における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」について、ご説明させていただきます。

平成28年4月1日「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されています。この法律では、障害のある人もない人も共に暮らせる社会をめざして、「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。「不当な差別的取扱いの禁止」とは、役所や事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止していることです。また、「合理的配慮の提供」とは、障害のある人から役所や事業所に対して、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することです。本市においても、役所で働く人が適切に対応するために、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供の具体例を盛り込んだ「泉佐野市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」が、別添資料のとおり4月1日より施行されています。しかし、市対応要領第3条の適用範囲には、「市立学校の教職員を除く」と定められており、市立学校の教職員が適用外であることから、別途、対応要領を策定するため、提案いたします。内容につきましては、市対応要領に準じており、第4条に「不当な差別的取扱いの禁止」について、第5条に「合理的配慮の提供」について定めております。また、市対応要領との大きな違いは、第6条に「留意事項」として、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供について、具体例を盛り込み、別紙に定めている点です。学校対応要領に、別紙、逐条解説を添付しております。ご承認くださいますよう、よろしく願いいたします。

奥教育長

只今の報告でご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

中村委員

従来において職員が除かれていた理由はなんですか。

和田人権教育担当参事

資料として添付している、泉佐野市の対応要領の第3条、適用範囲で「市長、副市長、教育長、議会の議員及び市立学校の教職員を除く。」とあります。市長、副市長、教育長は特別職であるから、また、市立学校の教職員は、大阪府より給与を受けておることから、除かれていました。これらの職員に適用するため、本対応要領を定めるという事です。

中村委員

別記様式（第8条関係）にある、「本校が受けた障害者差別に関する相談または合理的配慮の申出について、下記のとおり報告します」というのは、学校の先生や生徒が受けた場合ってことですね。

和田人権教育担当参事

そういうことです。申し出があった時にその報告が事務局にあがるということです。

中村委員

今までもこういう報告があったのですか。

和田人権教育担当参事

とくにありません。

奥教育長

他に何かありませんか。

無いようですので、議案第15号「泉佐野市立学校における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領について」は、原案どおり承認されました。

次に議案第16号「就学指導委員の任命について」を議題とします。

事務局からの報告をお願いします。

和田人権教育担当参事

資料番号第16号をご覧ください。まず、資料に訂正がございます。はるか幼稚園をはるかこども園に、人権教育担当参事の東壽美雄を和田哲弥に訂正願います。お手数をおかけして申し訳ございません。

5月20日に開催されます、第1回泉佐野市就学指導委員会において、泉佐野市就学指導委員会規則に則り、名簿のとおり委員に任命いたします。委員は、各小中学校支援学級担任をはじめ、専門機関から各領域の専門家や市立こども園から園長先生、支援教育の市リーディングチームである通級指導教室担当者です。会の規則は2枚目（裏面）にございますので、ご参照願います。昨年度の事業報告と今年度の事業計画についても資料をつけておりますので、ご参照願います。昨年度は、小中学校あわせて約120名について協議を行いました。また今年度も、8月に保護者向けの就学相談全体会を、9月～11月にかけて個別の就学相談会を、そして11月の第2回就学指導委員会において、次年度支援学級入級児童生徒等についての協議をする計画ですので、ご承認くださいますよう、よろしく願いいたします。

奥教育長

只今の報告でご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

中村委員

支援学級設置校校長代表というのは毎年変わっていくんですか。

和田人権教育担当参事

任期は2年です。

奥教育長

他に何かありませんか。

無いようですので、議案第16号「就学指導委員の任命について」は原案どおり承認されました。。

その他に移りたいと思います。

鈴木文化財担当参事

資料をご覧ください。5月14日土曜日から7月10日まで、歴史館において「卑弥呼の時代と泉州」と題する特別展を開催します。資料にもあるように、堺市で5例目となります銅鐸の実物展示もいたします。今回初公開ということになりまして、この機会にご覧頂けたらと思います。6月の教育委員会議の終了後、お時間がございましたらご案内いたしますので、その節にはよろしく願いいたします。

奥教育長

次の教育委員会議の後にでもご覧頂けたらと思います。よろしく願いします。

次に、前回就学援助についての説明が不十分だったので、その件について、辻課長お願いします。

辻学校教育課長

4月定例教育委員会議におきまして、報告第13号「泉佐野市就学援助費支給要綱の一部改正について」を報告させていただきましたが、委員の皆様からのご質問に十分な回答をできずに申し訳ございませんでした。前回いただきましたご質問に対しまして、改めて説明させていただきます。

説明させていただきました主な改正内容は、就学援助費の支給対象者の基準を生活保護基準の1.0倍以下を1.2倍以下に改正するものでした。それに対していただきました質問ですが、最初に「要綱改正後の認定率」についてですが、20%を見込んでいます。私の不十分な理解のため、前回、説明をしていなかったのですが、この制度につきましても、平成17年度まで生活保護基準の1.2倍以下を、要件としておりました。財政健全化などの理由により、平成18年度から生活保護基準の1.0倍以下としておりました。児童・生徒数が減少しているなど、10年前と状況は変わっておりますが、生活保護基準の1.2倍以下を基準としておりました平成17年度の認定率である20%を見込んでおります。なお、大阪府内の平均認定率は20%となっております。

次に「市負担額」についてですが、改正後の認定率20%として積算しますと、約1,900万円の増額になると見込んでおります。

次に「今回の改正についての周知は、徹底されているのか」についてですが、就学援助費支給の周知につきましても、年度当初、各学校を通じ、「平成28年度就学援助制度のお知らせ」を、児童・生徒に配布をし、周知をしたところがございます。しかしながら、配布したお知らせには、援助を受けられる世帯の所得の基準額を記載しておりましたが、平成28年度から、所得の基準額が改正されていることについては、記載していませんでした。委員のご指摘を受け、「就学援助費の基準額の変更について（お知らせ）」を作成し、4月19日の火曜日に開催いたしました、各学校の就学援助費の事務担当者対象の説明会で、改めて保護者の皆様への周知を、お願いしたところがございます。なお、お知らせには、新旧の所得の基準額、及び、今年度から基準額が緩和されていることを記載し、改正について周知しております。

次に、「全員が申請をしているか」についてですが、昨年度申請をしていただきましたご家庭につきましても、申請の締切日の前に、今年度の申請の有無を確認し、申請がない場合には、学校の先生を通じ、保護者の皆様に、今年度の申請がないことをお伝えし、該当する場合は、早急に申請していただくよう連絡をし、申請漏れがないように努めているところがございます。今回の改正で新たに対象となる方につきましても、教育委員会では、全ての世帯の所得の状況を把握しておりませんので、新たに就学援助費の支給の対象となる方が、全員申請しているかどうかの確認はできない状況でございます。しかしながら、新規に対象となるご家庭につきましても、再度配布をしたお知らせを利用し、また、学校の担当者との協力をし、少しでも申請漏れがないよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますよう、よろしく願いします。

説明は、以上です。よろしく願いします。

奥教育長

只今の報告でご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

山下委員

認定率について、現在の15%から20%にあげたいというニュアンスに聞こえるが、本来は0%を目標とすべきではないのか。

辻学校教育課長

説明に不十分な点がありまして、申し訳ありません。20%にしたいというのは、大阪府内自治体の平均が20%となっており、本市が採用している生活保護基準の1.0を、他市並に1.2とすれば20%くらいになるのではないかという事です。もちろん全ての市民の経済状況が援助を受けなくともやっていける、つまり認定率が0になればそれに越したことは無いと思います。

山下委員

本来の目標は0なんですよね。理想と現実が違うのは分かりますが。

辻学校教育課長

その通りだと思います。

奥教育長

経済的に困窮しているご家庭っていうのはあって、学校の方も徴収金につきましては苦勞している部分がございますので、従前の1.2倍に戻ったっていうのは非常に良いかとは思いますが。泉佐野市でも、府内市町村並に認定率20%でも対応できるということですね。

奥教育長

他に何かありませんか。

無いようですので、以上で終わります。次にその他でなにかありませんか。

それでは最後に教育長報告に基づいて報告します。

以下、報告資料に基づいて報告。

他になにかありませんか。無いようですので、本日の委員会に付議されました議題はすべて終了いたしました。次回の6月の定例教育委員会会議は、6月2日木曜日午後2時から4階庁議室で開催いたします。よろしくお願い致します。それではこれをもって本日の会議は終了いたします。ありがとうございました

(午後14時20分閉会)

上記のとおり、本市教育委員会の会議の顛末に相違ないことを記すため、ここに署名する。

平成28年5月6日

教育長

委員